

「八潮市自治基本条例」に係る意見・質問事項

章	条	ご意見・ご質問	回答等
前文		＊前文の整理案 案A（明確化）：行政の理念・責務を明確にするため、「安心」の記述を整理し、「安全」に一本化する。 案B（因果関係の明記）：「行政が担保する安全な環境整備を通じて、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指す」等、手段（安全）と成果（安心）の文脈を論理的に再構成する。	八潮市自治基本条例は、市民検討委員会、庁内での検討、議会における審議を経て制定されました。 八潮市自治基本条例は、本市における最高規範であり、その内容はある程度恒久的なものですが、社会情勢に適合していない場合に改正することができるものです。 「安全・安心」に関し、社会情勢に適合していない状況は見られないと考えています。
第3章	第9条 子ども	市内に、産婦人科、小児科がない（少ない？）という状況は変わりましたか？	令和4年度から現在まで、市内に産婦人科はなく、小児科を標榜する医療機関は、9か所で状況に変わりはありません。 なお、本市では、平成28年度に産科誘致に係る支援方針を定め取り組んでおりましたが、令和7年4月に見直しを行い、補助対象を「利子補給補助」「市有地の貸与」から「運営費補助（年額1千万円を上限に5年間）」に変更しました。引き続き、問い合わせ等には丁寧に対応し、産科誘致実現に向けて取り組んでいきます。
		日本語教育が必要な児童・生徒の相談体制は拡充していますか？（子ども家庭センターの多言語対応）	・音声翻訳機（ポケトーク等）とやさしい日本語を使って対応しています。必要時には、多言語サポーターを活用していきます。

			・子どもたちが、国籍に関係なく地域社会の一員として教育が受けられるよう、相談に対して、丁寧に対応しているところでございます。 外国籍の子どもをもつ保護者からは、窓口や電話による相談がございます。「小学校に就学するにあたって、日本語が話せないが大丈夫か」「日本語が苦手な子どもでも通える高校はあるか」など、学校生活や進路に関する内容についての相談に対応しております。 子どもたちが、未来の担い手として尊重されるよう、今後とも丁寧に対応してまいります。
		健康・命 小学生の通学は最低限の交通安全を平等に担保されるものであると考えますが、一部の学校ではPTA会費で賄われている実態が見られます。PTA会費は学校規模の格差があり、会費でシルバー人材に見守りを委託する学校もあれば、父兄、自治会、教員への負担を必須とする学校もあります。健康・命に対する不平等を感じ得ません。	ご指摘の通り、学校によって、通学の見守り体制に差があることは、教育委員会としても把握しております。しかしながら、通学時の安全につきましては、子どもたちの命に関わりますので、安全面において不平等にならないように、各学校が実態に応じて、全力で安全確保に努めているところでございます。 子どもたちの安全は、健康・命に関わる非常に重要な内容ですので、今後も安全確保の充実のため、学校だけでなく、保護者、地域、市民などと協力・連携を図ってまいります。

	第 10 条 安全・安心	＊修正案 1（整備対象の客観化・一本化） 「市長は、市民が安全に生活を営み、又は活動を行うことができるよう必要な体制及び設備を整備しなければならない。」 修正案 2（手段と目的の分離整理） 「市長は、市民が安心感を実感できるよう、安全に生活を営み、又は活動を行うことができる必要な体制及び設備を整備しなければならない。」	八潮市自治基本条例は、市民検討委員会、庁内での検討、議会における審議を経て制定されました。 八潮市自治基本条例は、本市における最高規範であり、その内容はある程度恒久的なものです、社会情勢に適合していない場合に改正することができるものです。 「安全・安心」に関し、社会情勢に適合していない状況は見られないと考えています。
第 4 章	第 13 条第 1 項 市民の権利	＊修正案： 「個人として尊重され、良好な環境の中で安全に生活を営む権利（または『安心の基礎となる安全な環境の中で生活を営む権利』）」	八潮市自治基本条例は、市民検討委員会、庁内での検討、議会における審議を経て制定されました。 八潮市自治基本条例は、本市における最高規範であり、その内容はある程度恒久的なものです、社会情勢に適合していない場合に改正することができるものです。 「安全・安心」に関し、社会情勢に適合していない状況は見られないと考えています。

第 15 条 地域コミュニテ ィ		町会加入率は向上したのか？	町会加入率、加入世帯数とも減少が続いています。 令和 4 年：42.4%(△1.1) 18,916 世帯(△437) 令和 5 年：40.7%(△1.7) 18,482 世帯(△434) 令和 6 年：38.8%(△1.9) 17,985 世帯(△497) 令和 7 年：37.0%(△1.8) 17,521 世帯(△464) 令和 8 年：35.4%(△1.6) 16,899 世帯(△622) なお、町会加入促進のため、次のような取組を行っています。 ・マグネットシートによる啓発（公用車、清掃事業者車両、郵便事業者車両・バイク、移動販売車） ・新規加入世帯への記念品進呈（防災セット） ・加入促進月間啓発活動（市役所、駅前出張所） ・イベントでの啓発活動（やしお夜市、健康まつり） ・市民課及び駅前出張所で転入・転居者に案内 など
------------------------	--	---------------	---

* 委員意見（前文・第 10 条・第 13 条第 1 号）

市民の「安心」という実感を軽視するのではなく、「行政が果たすべき客観的手段・責務（安全）」と「それによって市民が得られる結果・実感（安心）」の論理的関係を正しく再構築することを目的としています。